

費用を助成します

令和2年度

介護職員

初任者研修

実務者研修



### 事業の目的

船橋市では、市内における介護保険サービス及び障害福祉サービスに係る雇用確保及び従業者の資質向上並びに介護保険サービス及び障害福祉サービスの安定供給に資することを目的として、初任者研修・実務者研修を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に就業する方に対し、船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金を交付しております。

### 補助の対象者

- 介護職員初任者研修・実務者研修を**修了している方**  
**平成31年(2019年)4月1日**以降に研修を**修了した方**  
(障害福祉サービスに就業する方は令和2年4月1日以降に研修を修了した場合に限る)
- **研修修了後**、市内の介護保険サービス事業所(※一部の介護保険サービスは対象外)又は障害福祉サービス事業所に**3か月以上**就業し、現在も就業している方
- 就業先の介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に**直接雇用**されている方(派遣ではない)
- 他の公的な**助成を受けていない方**
- 市税に滞納がない方※

※新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、当分の間、市税の滞納の有無については、申請要件として取り扱わないこととなりました。

### 募集人数

[介護]	(先着) 初任者研修	60名程度
	実務者研修	60名程度
[障害]	(先着) 初任者研修	15名程度
	実務者研修	10名程度

### 受付期間

令和2年6月1日から**令和3年3月1日まで**

### その他

- 船橋市外にお住まいの方でも申請できます。
- 詳しい手続きや内容については、申請のたびきをご確認ください(市のホームページから取り出せます)。

### 介護職員初任者研修とは

介護に携わる上での最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようになることを目的とする研修。この初任者研修を修了すると、訪問介護員及び居宅介護職員等として働くことができるようになります。

### 実務者研修とは

より質の高い介護サービスを提供するための、実践的な知識と技術の習得を目的とする研修。介護職員として働く上で必要な介護過程の展開や認知症、医療的ケア等について学ぶことができます。3年以上の実務経験があれば、実務者研修を修了すると、介護福祉士国家試験の受験資格が得られます。

裏面をご覧ください